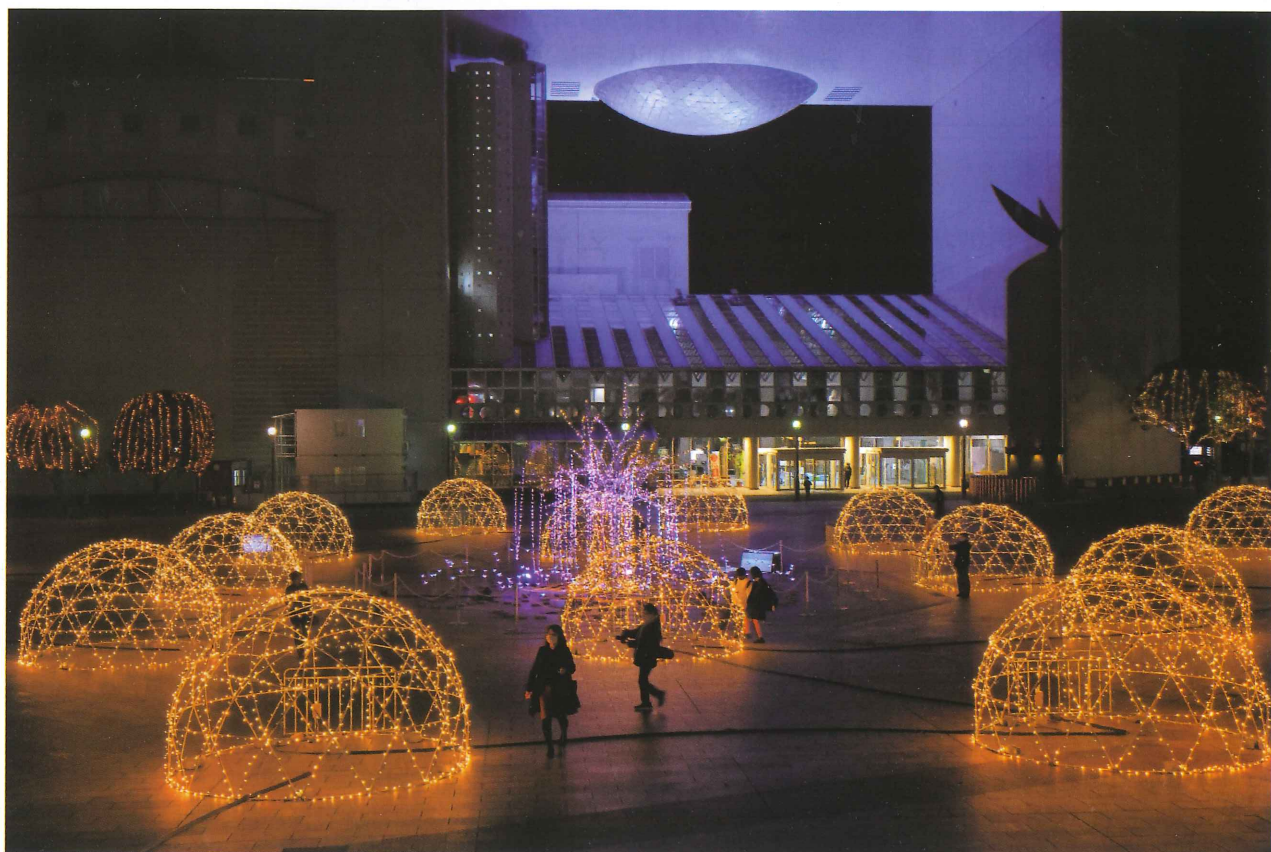


いばらき労働基準

発行所 一般社団法人 茨城労働基準協会連合会
 水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館内
 ☎ 029-225-8881
<http://www.roukiren-ibaraki.or.jp>
 発行人 橋本篤弘
 制作 茨城弘報(株)
 定価 一部 120円
 (会員の購読料は会費の中に含む)

DECEMBER 2021
 VOL.641

12



師走の広場(日立市)

写真提供者：水戸市 水谷 啓一 氏

●2021 12月号 CONTENTS●

年末年始労働災害防止強化運動実施中……………2	業務改善助成金活用事例……………11
茨城県の特定(産業別)最低賃金が改正されます……………3	衛生管理者能力向上教育のご案内……………12
ハラスメント対応特別相談窓口を開設します!……………4	過労死等防止対策推進シンポジウムが開催されました……………13
「溶接ヒューム」の規制が強化されました!……………6	ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングのご案内……………13
石綿関連規制の改正情報について……………7	茨城産業保健総合支援センターからのお知らせ……………14
「治療と仕事の両立支援」をご存じですか!……………8	県内の労働災害発生状況速報……………15
「健康診断結果報告書」の提出はお済みですか?……………9	「事業場内メンタルヘルス推進担当者養成研修」
新型コロナウイルス感染症による	開催のご案内……………15
小学校休業等対応助成金を再開しました……………10	講習会のご案内……………16

年末年始労働災害防止強化運動実施中

～新年を安全に迎えるために安全衛生対策の徹底をしましょう～

年末年始は、急ぎの仕事や一斉清掃、設備の点検・整備、再稼働等、いつもと違った作業が多くなります。

特に今回は新型コロナウイルス等の感染症対策を講じながら迎える年末年始であるため、十分な準備や検討がされないまま、多くの非常作業を行なうことが想定されます。

関係者の皆様に注意していただきたい取組について、以下にお示しいたしましたので、今一度、御確認いただき全員で年末年始の安全な作業を特に心がけていただくようお願いいたします。

- 中災防スローガン 『年末年始も 安全作業 あなたが無事故のキーパーソン』
- 実施期間 令和3年12月1日から令和4年1月31日まで
- 労働局の実施事項 1 労働災害防止団体等に本運動の取組を要請
2 建設現場に集中的な監督指導を実施

1 事業場の実施事項

- ①経営トップによる年末・年始の「災害発生ゼロ」に取り組む決意表明を行う。
- ②リスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステムの導入を促進し、自主的な安全衛生管理活動の活性化を図る。
- ③KY(危険予知)活動を活用した非常作業の労働災害防止対策を推進する。
- ④機械設備に係る一斉検査及び作業前点検を実施する。
- ⑤事業場の代表者等による職場内の安全衛生ノボロールを実施する。
- ⑥高年齢労働者を含めた身体機能の維持向上のための健康づくり、健康的な生活習慣(睡眠、食事、運動等)に関する健康指導などを実施する。

2 主な業種の労働災害防止対策

(1) 製造業対策

製造業では、はさまれ・巻き込まれ災害、転倒災害、墜落・転落災害が多く発生しています。

- ①機械設備の回転部分等には安全カバーを取付け、点検・清掃を行うときは、必ず機械を停止させましょう。また、機械設備に非常停止装置が取付けられていることを確認しましょう。
- ②作業面や通路の凹凸を補修し、転倒災害のリスク低減をしましょう。食品工場等水を扱う職場は、靴底材に耐滑性があり、つまずきにくい作業靴を使いましょう。
- ③高所に物の置き場所がある場合は手すりを取付け、高所で作業する場合は、墜落制止用器具を使用しましょう。

(2) 建設業対策

建設業では、墜落・転落災害が多く発生しています。手すりの未設置等墜落防止対策の不備が原因です。

- ①足場を設置してから作業しましょう。荷の搬入などにより一時的に手すりを取外した場合、必ず関係者に伝え、後回しにせず直ぐに復旧しましょう。
- ②手すりを取外した場合や身を乗り出す作業は、フルハーネス型の墜落制止用器具(旧名称：安全帯)を着用し、墜落による危険を防止しましょう。

- ③はしごや脚立を使用するときは、使用方法を遵守し、安全に作業しましょう。
- ④建設機械との接触を防止するため、立入禁止措置又は誘導員を配置しましょう。
- ⑤土砂崩壊を防止するため、土止め支保工を設置しましょう。

(3) 道路貨物運送業対策

道路貨物運送業では、荷卸し作業やシートの掛け外し作業等でトラック荷台等からの墜落災害が多く発生しています。これらの災害を防止するためには、荷主の理解と協力が必要です。

- ①荷台への昇降を安全にするため、車両へ足を掛けるステップや掴まることのできるグリップを取付けましょう。
- ②荷の積卸し場所等には、荷主と協議し、墜落防止のための親綱や簡易作業台を設置しましょう。
- ③ヘルメット(保護帽)を着用しましょう。

(4) 第三次産業対策

小売業、社会福祉施設、飲食店では、転倒災害、無理な動作による腰痛が多く発生しています。

- ①「安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を展開し、感染症対策も徹底しましょう。
- ②「STOP! 転倒災害プロジェクト茨城」を展開し、特に12月は、重点的に職場の転倒災害防止対策に取り組まましょう。
- ③安全推進者を選任し、安全衛生活動、安全衛生教育などの労働災害防止対策に取り組まましょう。
- ④転倒災害を防止するため、作業面や通路の凹凸を補修しましょう。
- ⑤4S(整理、整頓、清掃、清潔)活動を推進し、作業に必要なスペースや安全な通路を確保しましょう。
- ⑥正しい荷物の持ち方等腰痛防止教育の実施や腰痛防止体操を実践しましょう。

問い合わせ先

茨城労働局労働基準部 健康安全課
(TEL 029-224-6215)

茨城県の最低賃金

I 地域別最低賃金

件名	最低賃金額 時間額(円)	効力発生 年月日	適用範囲
茨城県最低賃金	879	令和3.10.1	茨城県内の事業所で働くすべての労働者

II 特定(産業別)最低賃金 (件名及び適用範囲は、日本標準産業分類によります)

件名	最低賃金額 時間額(円)	効力発生 年月日	適用範囲
鉄鋼業	975	令和3.12.31	1 適用する使用者 茨城県の地域内で鉄鋼業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。)を営む使用者 2 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。 (1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3)次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による製品の洗浄又は包装の業務
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	935	令和3.12.31	1 適用する使用者 茨城県の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1)はん用機械器具製造業 (2)生産用機械器具製造業(建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業(毛糸手編機械製造業(同附属品製造業を含む)を除く。)、包装・荷造機械製造業、ロボット製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) (3)業務用機械器具製造業(計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) (4)純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)まで掲げる産業に分類されるものに限る。) 2 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。 (1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3)次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は賄いの業務 ロ 手作業による小物部品の包装若しくは箱入れ又は製品の洗浄若しくはバリ取りの業務 ハ 主に、卓上において操作が容易な手工具又は小型手持電動工具を用いて行う組線、巻線、組付け又は取付けの業務
計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業	932	令和3.12.31	1 適用する使用者 茨城県の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1)計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業(測量機械器具製造業を除く。) (2)医療用機械器具・医療用品製造業 (3)光学機械器具・レンズ製造業 (4)電子部品・デバイス・電子回路製造業(音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) (5)電気機械器具製造業(電球製造業、一次電池(乾電池、湿電池)製造業、医療用電子応用装置製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) (6)情報通信機械器具製造業(ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業、その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) (7)時計・同部分品製造業 (8)(1)、(2)、(3)又は(7)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (9)純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(7)まで掲げる産業に分類されるものに限る。) 2 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。 (1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3)次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は賄いの業務 ロ 手作業による小物部品の包装若しくは箱入れ又は製品の洗浄若しくはバリ取りの業務 ハ 主に、卓上において操作が容易な手工具又は小型手持電動工具を用いて行う組線、巻線、組付け又は取付けの業務
各種商品小売業	881	令和3.12.31	1 適用する使用者 茨城県の地域内で各種商品小売業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が各種商品小売業に分類されるものに限る。)を営む使用者 2 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。 (1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3)清掃又は片付けの業務に主として従事する者

III 注意

- 最低賃金額未満で労働者を使用した場合、最低賃金法違反となりますのでご注意ください。
- 地域別最低賃金は、常用、臨時、パートタイマー、アルバイトなど、雇用形態や呼称に関係なく全ての労働者と、その使用者に適用されます。
- 派遣労働者については、派遣先の事業所に適用されている最低賃金額が適用されます。
- 最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象になります。
 - ①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
 - ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
 - ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
 - ④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
 - ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
 - ⑥精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- 月給制の場合は、右の計算式によって比較します。 月給額 × 12か月 ÷ 年間総労働時間 ≥ 最低賃金額(時間額)
- 日給制の場合は、右の計算式によって比較します。 日給額 ÷ 1日の所定労働時間 ≥ 最低賃金額(時間額)

この記事に関するお問い合わせは、茨城労働局労働基準部賃金室(029-224-6216)又は最寄りの労働基準監督署までお願いします。

～12月は職場のハラスメント撲滅月間です!～

ハラスメント対応特別相談窓口を開設します!

茨城労働局 開設期間:令和3年12月1日(水)～令和4年3月31日(木)

働く人も、企業の担当者も、ご相談ください!

たとえば…

働く人

企業の担当者

セクハラについて社内の相談窓口
に相談したら「それくらいのことは我慢しろ」と言われた。

育児短時間勤務をしていたら
同僚から「あなたが早く帰るせいで、
まわりは迷惑している。」と
何度も言われ、精神的に非常に
苦痛を感じている。

長時間にわたって、繰り返し
執拗に叱られてつらい。



職場のハラスメント対策として
相談窓口の一元化を検討したいが、
どうすればよいのだろう。

セクハラや妊娠・出産・育児休業・
介護休業等に関するハラスメントの
防止措置は、会社としてなにをする
必要があるんだろう。
パワハラも法制化されたことだし、
対策に含めた方がよいのだろうか?

セクシュアルハラスメント(セクハラ)

職場において、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗(しつよう)な誘い、身体への不必要な接触など、意に反する性的な言動が行われ、拒否したことで不利益を受けたり、職場の環境が不快なものとなることをいいます。

【男女雇用機会均等法第11条】

妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント

妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等に関して、上司・同僚が就業環境を害する言動を行うことをいいます。

【男女雇用機会均等法第11条の3/育児・介護休業法第25条】

パワーハラスメント(パワハラ)

①優越的な関係を背景とした、②業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により、③就業環境を害すること、の全ての要素を満たすものをいいます。

【労働施策総合推進法第30条の2】

★事業主が講ずべき措置のポイント★

1. 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発
2. 相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
3. 職場におけるパワーハラスメントの事後の迅速かつ適切な対応
4. 1～3と併せてプライバシー保護措置、不利益取り扱いのされない旨の定め及び周知啓発

中小企業も
令和4年4月1日から義務化!
早めの対応を!

相談して
ください!

都道府県労働局があなたのお力になります!

匿名でも大丈夫 プライバシーは厳守します。
まずは相談してください!! 相談は無料です!



Q. どのような相談ができますか?

A. 職場でのセクシュアルハラスメントや、上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等ハラスメント、職場でのパワーハラスメント、新型コロナウイルスに関連した職場におけるいじめ、嫌がらせについてもご相談いただけます。

Q. 就職活動中に受けたセクシュアルハラスメントについても相談できますか?

A. 就職活動中での出来事についてもご相談いただけます。

Q. どのようなことをしてくれるのですか?

A. トラブル等について、法律上可能な対応案について説明いたします。
また、ご希望に応じ紛争解決援助(あっせん含む)を実施します。

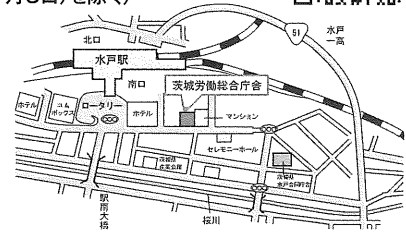
茨城労働局 職場のハラスメント対応特別相談窓口

【受付時間】 8時30分～17時15分(土曜・日曜・祝祭日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く)

※時間をかけて、丁寧に相談に対応していますので、
できるだけお早めにお電話ください。
※ご来庁の際は新型コロナウイルス感染防止のため、
ご予約いただくとスムーズです。

【電話番号】 **029-277-8295**

【住所】 〒310-8511 水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎6階
雇用環境・均等室 相談・指導部門



厚生労働省委託事業 ハラスメント悩み相談室 委託運営：LEC東京リーガルマインド

職場におけるハラスメントのことでお悩みの方、お困りの方、
ハラスメント悩み相談室へご相談ください!

専門家が対応します!

無料相談

匿名可

プライバシー厳守

★電話相談★

0120-714-864

受付時間 月曜～金曜12:00～21:00 / 土曜・日曜10:00～17:00

祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く。

携帯電話・スマートフォンからも通話できます。

★メール相談★

●受付フォーム <https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/mail-soudan/>

●メールアドレス mail@harasu-soudan.mhlw.go.jp



職場でのハラスメントに悩んでいませんか?

ハラスメント
悩み相談室



「あかるい職場応援団」～職場のハラスメント問題に関するお役立ち情報発信サイト～

「あかるい職場応援団」は職場のハラスメント(パワハラ、セクハラ、
マタハラ)、いじめ・嫌がらせ問題の予防・解決に向けた情報
提供のためのポータルサイトです。
裁判事例、他社の取組み、社内研修用の資料、解説動画など
無料で活用いただけます!



URL <https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

金属アーク溶接等作業を行う事業主の皆様へ

「溶接ヒューム」の規制が強化されました!

茨城労働局労働基準部健康安全課

金属アーク溶接等作業に伴い発生する「**溶接ヒューム**(※)」の取り扱い等について、特定化学物質障害予防規則等が改正され、「溶接ヒュームの濃度測定、呼吸用保護具の使用、特定化学物質作業主任者の選任、全体換気の実施、特殊健康診断の実施」等の規制が強化されて、令和3年4月1日から施行されています。(一部猶予措置あり)

(※)**溶接ヒューム**：金属アーク溶接時にはアークの高温で溶融した金属が蒸発して、気体となって発散されます。その金属蒸気が空気中で冷却・凝固し、固体の微粒子となって浮遊しているものです。溶接ヒュームに長年ばく露されると、じん肺(溶接肺)を引き起こします。また、溶接ヒュームには、塩基性酸化マンガンが含まれており、マンガンによる神経機能障害や肺がんリスクが上昇することも報告されています。

規則改正の内容は、以下のリーフレットをご覧ください。

厚生労働省版リーフレット

金属溶接等作業を継続して屋内作業場で行う皆様へ

金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う皆さまへ

金属アーク溶接等作業について 健康障害防止措置が義務付けられます

厚生労働省では、「**溶接ヒューム**」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則(特化則)等を改正し、新たな告示を制定しました。

改正政省令・告示は、**令和3年4月1日から施行・適用**します。

※一部経過措置があります(令和4年4月1日施行)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11305000/000654441.pdf>

屋外作業場等において金属アーク溶接等作業を行う皆様へ

屋外作業場等において金属アーク溶接等作業を行う皆さまへ

金属アーク溶接等作業について 健康障害防止措置が義務付けられます

厚生労働省では、「**溶接ヒューム**」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則(特化則)等を改正し、新たな告示を制定しました。

改正政省令・告示は、**令和3年4月1日から施行・適用**します。

※作業主任者の選任について経過措置があります(令和4年4月1日施行)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11305000/000654446.pdf>

「改正特定化学物質障害予防規則に関するQ&A」は、下記のURLにアクセスしてください。

<https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/content/contents/000808573.pdf>

問い合わせ先 茨城労働局労働基準部 健康安全課 (TEL 029-224-6215)

石綿関連規制の改正情報について

石綿関連規制の改正情報は、ホームページに掲載されていますので、ご確認ください。

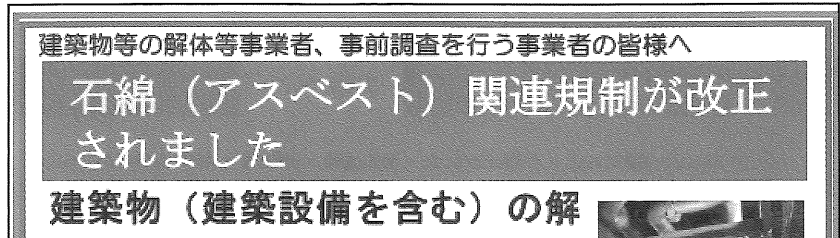
茨城労働局労働基準部健康安全課

◆建築物等の解体や改修工事に関する事前調査は、必要な知識を有する者(有資格者)が行う必要があります

施行日 令和5年10月から 石綿(アスベスト)関連規制が改正されました。

1. 環境省リーフレット (建築物石綿含有建材調査者等)

<https://www.env.go.jp/air/air/asbestos/index6/%E2%97%8B20210802jigyousya-chousa-kekka.pdf>



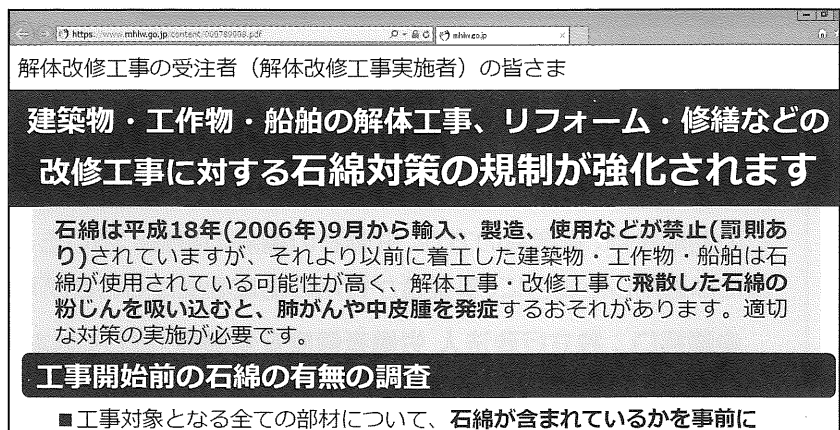
2. 石綿総合情報ポータルサイトのご案内 (石綿に関する様々な情報が掲載されています)

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>



3. 解体工事業者向け周知リーフレット (石綿規則の改正情報が掲載されています)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000789008.pdf>

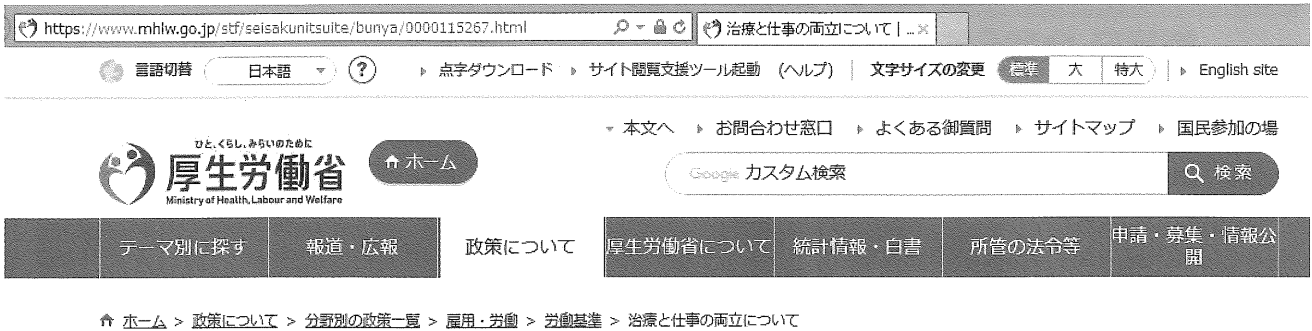


問い合わせ先 茨城労働局労働基準部 健康安全課 (TEL 029-224-6215)

「治療と仕事の両立支援」をご存じですか!

茨城労働局労働基準部健康安全課

※厚生労働省のホームページをご覧ください。



雇用・労働 治療と仕事の両立について

- お知らせ
- 事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン
- パンフレット一覧
- 助成金のご案内
- 関連通達
- 治療と仕事の両立支援の関連サイト**

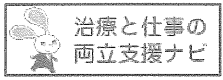
お知らせ

令和2年度「治療と仕事の両立支援シンポジウム」を開催しました（詳細）
※こちらでアーカイブ動画をご視聴いただけます。

事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン

このガイドラインは、事業場が、がん、脳卒中などの疾病を抱える方々に対して、適切な就業上の措置や治療に対する配慮を行い、治療と仕事が両立できるようにするため、事業場における取組などをまとめたものです。

治療と仕事の両立支援の関連サイト



治療と仕事の両立支援ナビ

その他関連サイト

政策について
分野別の政策一覧
健康・医療
子ども・子育て
福祉・介護
雇用・労働
雇用
人材開発
労働基準

両立支援とは、がん等の病気を抱えながらも、働く意欲や能力のある労働者が、仕事を理由として治療機会を逃すことなく、適切な仕事上の措置や治療に対する配慮を行い、治療と仕事が両立できるようにサポートすることです。

治療と仕事の両立支援助成金（産業保健関係助成金）のご案内

この助成金は、事業者の方が、労働者の傷病の特性に応じた、治療と仕事の両立支援制度を導入または適用した場合に、事業者が費用の助成を受けることができる制度です。

申請窓口：独立行政法人 労働者健康安全機構（詳しくはホームページを参照。）

電話番号：全国統一ナビダイヤル 0570-783046

問い合わせ先 茨城労働局労働基準部 健康安全課 (TEL 029-224-6215)

「健康診断結果報告書」の提出はお済みですか？

茨城労働局労働基準部健康安全課

1 定期健康診断の実施と結果報告

(1) 常時使用する労働者については、業種や労働者数にかかわらず、1年以内ごとに1回（深夜業等の特定業務従事者は6月以内ごとに1回）、下記の項目について医師による健康診断を実施する必要があります。

なお、医師が必要でないとする時には、厚生労働大臣が定める基準に基づき、健康診断項目の一部を省略することができます。

- ①既往歴及び業務歴の調査
- ②自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- ③身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
- ④胸部エックス線検査及び喀痰検査
- ⑤血圧の測定
- ⑥貧血検査
- ⑦肝機能検査
- ⑧血中脂質検査
- ⑨血糖検査
- ⑩尿検査
- ⑪心電図検査

(2) 健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者については、労働者の健康を保持するために必要な措置に対し、医師（歯科の健康診断は歯科医師）の意見を聴く必要があります。

(3) 常時50人以上の労働者を使用する事業場は、健康診断の実施結果を所定の様式により、遅滞なく、所轄労働基準監督署に提出する必要があります。

2 特殊健康診断の実施と結果報告

(1) 以下の業務に常時従事する労働者については、6月以内ごとに1回（一部の業務は1年以内ごとに1回）、業務に応じた特殊健康診断を実施する必要があります。

- ①シンナー等の有機溶剤を取り扱う業務
- ②はんだ付け等の鉛業務
- ③特定化学物質を取り扱う業務
- ④潜水等の高気圧業務
- ⑤電離放射線業務
- ⑥除染等業務
- ⑦石綿を取り扱う業務

⑧四アルキル鉛を取り扱う業務

⑨騒音、情報機器（IBVDT）作業等の行政通達で示された業務

(2) 特殊健康診断を実施した場合には、業種や労働者数にかかわらず、特殊健康診断の実施結果を所定の様式により、遅滞なく、所轄労働基準監督署に提出する必要があります。

(3) 上記1の(2)は、特殊健康診断も同じ取扱いになります。

3 ストレスチェックの実施と結果報告

(1) 常時50人以上の労働者を使用する事業場は、常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回、下記の項目について医師、保健師等によるストレスチェックを実施する必要があります。

- ①職場における労働者の心理的な負担の原因に関する項目
- ②労働者の心理的な負担による心身の自覚症状に関する項目
- ③職場における他の労働者による支援に関する項目

(2) 常時50人以上の労働者を使用する事業場は、ストレスチェックの実施結果を所定の様式により、1年以内ごとに1回、定期的に、所轄労働基準監督署に提出する必要があります。

4 じん肺健康管理実施状況報告

粉じん作業を行っている事業場は、毎年12月末日現在におけるじん肺の健康管理実施状況を翌年2月末日までに、所定の様式により所轄労働基準監督署に提出する必要があります。

なお、この報告は、じん肺健康診断を実施していない年でも提出する必要があります。

※健康診断個人票及び健康診断結果報告等については、令和2年8月28日から医師等の押印等が不要になりました。

各健康診断結果報告書の様式は、茨城労働局労働基準部健康安全課・各労働基準監督署で配布している他、厚生労働省・茨城労働局のホームページからダウンロードすることができます。

問い合わせ先 茨城労働局労働基準部 健康安全課 (TEL 029-224-6215)

事業主・労働者の皆さまへ



厚生労働省・都道府県労働局

新型コロナウイルス感染症による 小学校休業等対応助成金を再開しました

令和3年8月1日から令和3年12月31日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主は助成金の対象となります！

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、臨時休業などをした小学校など（保育所等を含みます）に通う子ども
- ② 新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子ども

事業主の皆さまには、この助成金を活用して有給の休暇制度を設けていただき、年休の有無にかかわらず利用できるようにすることで、保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境を整えていただければ幸いです。

【助成内容】 有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10

具体的には、対象労働者1人につき、対象労働者の日額換算賃金額※×有給休暇の日数で算出した合計額を支給します。

※各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの（日額上限：13,500円（申請の対象期間中（注）に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域（原則都道府県単位）に事業所のある企業については15,000円））

注：事業主の方から申請いただいた休暇日の最初の日から最後の日までの間（申請対象の労働者が複数いる場合は、休暇の開始が最も早い労働者の開始日から、終了が最も遅い労働者の終了日までの間）

【申請期限】

①令和3年8月1日～同年10月31日の休暇	令和3年12月27日（月）必着
②令和3年11月1日～同年12月31日の休暇	令和4年2月28日（月）必着

※消印が申請期限内であっても、都道府県労働局への到達日が申請期限を徒過していた場合は申請期間内に申請したとは認められませんので、ご注意ください。

*①雇用保険被保険者の方用と、②雇用保険被保険者以外の方用の2種類の様式があります。

*事業所単位ではなく法人ごとの申請となります。また、法人内の対象労働者について可能な限りまとめて申請をお願いします。

労働者の皆さまへ

都道府県労働局「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」では、「企業にこの助成金を利用してもらいたい」等、労働者の方からのご相談内容に応じて、企業への特別休暇制度導入・助成金の活用の働きかけ等を行っています。特別相談窓口（休業支援金・給付金の仕組みによる労働者からの直接申請含む）については、こちらをご参照ください。

⇒「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口のご案内」



事業主の皆さまへ

- ① 支給要件の詳細や具体的な手続きは厚生労働省ホームページにて確認ください。

申請書は、厚生労働省HPから印刷してください。

新型コロナ 休暇支援 検索

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

- ② 申請書の提出方法

本社所在地を管轄する都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）まで郵送でお願いします。

※必ず配達記録が残る郵便（特定記録郵便やレターパックなど）で配送してください。（宅配便などは受付不可）



お問い合わせはコールセンターまで

『雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター』（フリーダイヤル）0120-60-3999 受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む

※詐欺にご注意ください。国や委託事業者から、助成金の相談について電話などで勧誘することはありません。

また、振込先、口座番号やその他の個人情報を個人の方に電話などで問い合わせることはありません。

業務改善助成金活用事例(人材育成・教育訓練)

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

機械設備の他、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練に係る費用も助成対象となります。

令和3年10月から人材育成・教育訓練に関する要件が緩和されました。

詳しくはHPをご覧ください!

業務改善助成金

検索



導入事例

事業内容	内容	導入の効果
飲食店	多機能レジスターの導入及びIT研修	手作業で行っていたレジ作業や集計作業の効率化及び従業員のスキルアップにより、作業時間の短縮と充実したサービス提供が可能となった。
	接客等研修の実施、業務マニュアルの作成	指示系統及び業務分担の明確化、標準化とともに接客サービスの向上により、業績向上につながった。
宿泊業	コンサルティング、社員研修の実施	コロナ禍においても安全かつ効率的に受け入れられるよう、専門家のコンサルティングにより、施設の整備とともに、接客等の社員研修を実施し、接客サービス向上を図った。
理美容業	団体が実施する教育研修の受講	団体が実施する研修を受講、美容に関する専門技能を習得するとともに、施術時間の短縮にもつながった。
建設業	経営コンサルタントによる社員教育及び社内研修の実施	経営コンサルタントによる社員教育、社内研修を実施した結果、スキルアップによる作業内容の改善と作業員の意識改善により、労働能率を改善することができた。
学習塾	外部研修の導入及びマニュアル作成	研修を外部に委託することで、これまで研修に要していた時間を大幅に削減、その他の業務に充てる時間を作り出すことができた。また、マニュアル化することでコーチングスキルや指導のコツなどを社内で共有、指導内容の向上につながった。
保育施設	人材育成教育訓練及び経営コンサルティングの実施	外部講師を招いて保育実践研修を行うことにより、保育スキルの全体的な向上とともに均一化が図られた。また、保育計画の管理などの負担も軽減され、業務時間の短縮にもつながった。

(R3.10.1)

衛生管理者能力向上教育のご案内

事業場における安全衛生水準の向上を図るため、労働安全衛生法第19条の2および能力向上教育指針公示第5号の別表16に基づき、衛生管理者の方々を対象として標記の能力向上教育を下記により実施することになりました。

なお、受講修了後には、当該教育の修了証を交付いたします。

記

1. 講習日時：令和4年1月19日(水) 9:00～16:50
令和4年1月20日(木) 9:00～17:20
(※受付は30分前より始めます)

2. カリキュラム：

内 容		時 間
1/19 (水)	健康管理	9:00～11:40
	実務研究	11:40～14:40
	災害事例及び関係法令	14:40～16:50
1/20 (木)	労働衛生管理の機能と構造	9:00～11:40
	作業環境管理	11:40～13:30
	作業管理	13:35～15:45
	労働衛生教育	15:50～16:50
	質疑応答・修了証交付	16:50～17:20

3. 講習会場 (一社)茨城労働基準協会連合会 中央安全衛生教育センター
〒310-0801 水戸市渋井町堺橋263-1 駐車場有り
4. 受講料：1名につき 15,705円(税込)
テキスト代 2,750円(税込)
5. 定員：50名
6. 申込期限：令和4年1月12日(水)
先着順にて受け付け、定員に達し次第締め切りといたします。
7. 申込先：〒310-0801 水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館14階
(一社)茨城労働基準協会連合会 ☎029-225-8881
8. 申込方法：受講申込書(用紙不足の場合はコピーして下さい)に所要事項を記入の上、現金を添えてお申込み下さい。受講料を振込む場合は、同封の郵便振替用紙によるか、または常陽銀行本店営業部(普通預金No.870031)にお振込み下さい。
令和4年1月13日(申込期限の翌日)までに現金・振込み等でお支払い下さい。
(注)テキスト送付希望の場合は、送料として、580円(茨城県内・1冊～10冊)を加算して下さい。
9. その他：①申込期限後に取り消された場合は受講料等はお返できません。
②当日は昼食弁当を講習開始前に限り予約販売いたしますので希望者をご利用下さい。
10. 別途開催案内：なお、同講習会を令和4年2月3～4日(於ポリテクセンター茨城)に常総労働基準協会主催にて開催します。
詳細については常総労働基準協会にお問い合わせください。(☎0297-22-0949)

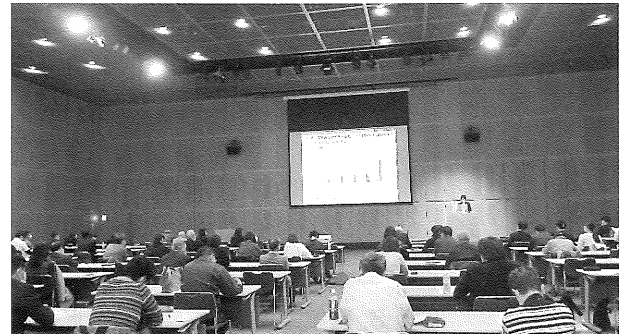
過労死等防止対策推進シンポジウムが 開催されました

茨城労働局監督課

厚生労働省では毎年11月を「過重労働解消キャンペーン月間」とし、過重労働の解消に向けた様々な取組を行っています。その一環として、同月間中に、「過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ」をテーマに「過労死等防止対策推進シンポジウム」が全国にて開催されました。

茨城県でも、去る11月18日、つくば市のつくば国際会議場多目的ホールにおいて開催され（主催：厚生労働省茨城労働局、後援：茨城県、つくば市）、山本勲教授（慶応義塾大学商学部）による「メンタルヘルスと働き方改革」と題した基調講演の他、東京過労死を考える家族の会に所属する方の体験談の発表がありました。

参加者は、県内の事業主や労務管理担当の方々を中心に80名を超え、過労死等の防止に対する関心の高さを示したものとなりました。



（基調講演 慶応義塾大学商学部 山本勲 教授）

厚生労働省 令和3年度キャリア形成サポートセンター事業（本事業は、株式会社パソナが厚生労働省より受託・運営しています）

ジョブ・カードを活用した キャリアコンサルティングのご案内

キャリア形成サポートセンターでは、従業員へのキャリアカウンセリングを無料でご提供しています。

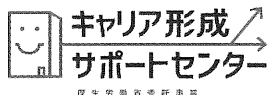
- 新入社員の主体性・積極性を高め、定着を促進したい。
- 中堅社員のモチベーションを高める施策を打ちたい。
- 育児・介護休暇を活用した社員の復職支援をしたい。
- セカンドキャリア支援に何をしたら良いか知りたい。

ジョブ・カードとは…

自身の職業能力を「見える化」し、キャリア形成に役立てることができるキャリア・プランニングツールです。



従業員のキャリア意識形成やモチベーションの向上は、人材定着や組織の活性化につながり、会社の業績アップにも寄与します。ぜひ、この機会にご活用ください。



茨城キャリア形成サポートセンター

つくば市竹園1-6-1 つくば三井ビル12F（株式会社パソナ内）

TEL : 029-855-3344

E-Mail : carisapo_ibarak@pasona.co.jp

URL : <https://carisapo.mhlw.go.jp>



茨城産業保健総合支援センターからのお知らせ

独立行政法人労働者健康安全機構 茨城産業保健総合支援センター

当センターでは、季節ごとに「産業保健21」という情報誌を発行し、産業保健スタッフ、人事労務担当者へ産業保健に係る各種情報を提供しています。本誌を希望される方は、下記のURLからお申し込みください。なお、参考までに最新号の目次を掲載しました。是非とも御覧ください。

https://ibarakis.johas.go.jp/info_document/magazine/sanpo21

産業保健21 2021.10 第106号



特集：睡眠障害の基礎知識

- 2 1. 勤労者の睡眠における課題と対応
北里大学大学院 医療系研究科産業精神保健学 教授 田中 克俊
- 5 2. 良好な睡眠のための勤務間インターバル
独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 過労死等防止調査研究センター センター長 高橋 正也
- 8 3. 職域における睡眠教育のポイント
富士電機株式会社 大崎地区健康管理センター所長 加藤 憲忠
- 10 4. 企業事例 従業員の力をフルに発揮してもらうため快眠への取組で生活習慣を改善
バンドー化学株式会社

12 インタビュー産業医に聞く ⑥
産業医は“体調が悪い時に必要な人”ではなく
活き活きと仕事をするために“活用する人”
西 賢一郎
ジャトコ株式会社 統括産業医

14 労働衛生対策の基本 ④
溶接ヒュームの健康障害とその対策
岩崎 明夫 産業医科大学
産業生態科学研究所 作業関連疾患予防学研究室 非常勤助教

18 産業保健スタッフ必携！ おさえておきたい基本判例 ④
サンセイほか事件
木村 恵子 安西法律事務所 弁護士

20 長時間労働対策のヒント ⑩
社員の提案と“新しい働き方”を
積極的に活用し業務の効率化を実現
アシザワ・ファインテック株式会社

22 中小企業の産業保健 ④
社員とその家族を大切にするため
斬新な発想と技術力で環境改善
白鷺電気工業株式会社

24 どう取り組む？ 治療と仕事の両立支援 ④
治療に専念してもらうため本人負担を軽減
社員の気持ちとプライバシーに最大限配慮
オーエスジー株式会社

26 衛生委員会活動事例報告 ④
委員会は健康に関する意見交換の場
柔軟な発想と広い視野で活性化させる
株式会社ビックカメラ

28 機構で取り組む研究紹介 ⑩
過度の安静は逆効果？膝痛による運動不足
からくる不健康の悪循環から脱却するには
——変形性膝関節症を合併した高齢高血圧患者
へのホームエクササイズプログラムの効果——
佐藤 友則 理学療法士 宗像 正徳 予防医療部長
独立行政法人労働者健康安全機構 東北労災病院
治療就労両立支援センター

29 産業保健 Book Review
産業保健師の活動Q&A
情報スクランブル
厚生労働省から 建設アスベスト給付金制度
の創設について

編集委員 (五十音順・敬称略)

委員長	相澤 好治	北里大学名誉教授	興梠 建郎	新潟産業保健総合支援センター所長
	大西 洋英	独立行政法人労働者健康安全機構産業保健担当理事	高倉 俊二	厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長
	加藤 隆康	豊田衛生管理者研究会顧問	浜口 伝博	ファームアンドブレイン社代表/産業医
	神村 裕子	公益社団法人日本医師会常任理事	東 敏昭	一般財団法人西日本産業衛生学会特別顧問
	甲田 茂樹	独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所所長代理	矢内 美雪	キヤノン株式会社人事本部安全衛生部副部長

バックナンバーの閲覧と検索ができます <https://www.johas.go.jp/tabid/128/Default.aspx>

県内の労働災害発生状況速報

(令和3年10月末現在)

業種別	令和3年	前年同期	
計	(19) 2,665	(16) 2,280	
製造業	(3) 682	(2) 621	
鉱業	(0) 5	(0) 10	
建設業	(7) 300	(4) 223	
内訳	土木	(1) 69	(2) 54
	建築	(6) 183	(1) 122
	その他	(0) 48	(1) 47
運輸交通業	(1) 322	(1) 305	
貨物取扱業	(0) 42	(0) 39	
農林業	(0) 42	(1) 61	
畜産水産業	(1) 107	(1) 112	
商業	(3) 360	(1) 324	
その他	(4) 805	(6) 585	

(注) ()内は、死亡者で内数



「事業場内メンタルヘルス推進担当者養成研修」開催のご案内

メンタルヘルス推進担当者として活動される下記の方々を対象に、標記研修を開催します。

- 対象者**：事業場でメンタルヘルス推進担当者として活動される方、人事労務管理スタッフ、
ストレスチェック制度の実務担当者、衛生管理者、保健師・看護師等の産業保健スタッフ等
- 開催日程**：令和4年2月1日(火)～2日(水) (2日間)
- 会場**：(一社)茨城労働基準協会連合会 中央安全衛生教育センター(水戸市渋井町堺橋263-1)
- 内容**：カリキュラム *厚生労働省が公表しているカリキュラムに準じています。講師の都合によりカリキュラムが変更となる場合があります。

	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	
第1日目	受付 30	開講式 50	(講義) 事業場におけるメンタルヘルスケア 50	休憩 50	(講義) ストレス及びメンタルヘルスケアに関する基礎知識	昼休 食憩	(講義) 心身医学・精神医学の基礎 10	休憩 (講義) 働く人のうつ病と自殺予防への対応 10	休憩 (講義・実習) メンタルヘルス教育の進め方 20	
第2日目		(講義) 職場環境等の把握と改善の方法 30	休憩 (講義) 企業のリスクマネジメントとコンプライアンス、個人情報の保護への配慮 40	昼休 食憩	(講義) 職場復帰における支援の進め方	休憩 (講義) 関係者との連携及び情報提供の進め方 10	休憩 (研究討議) 取組み状況の把握と情報交流 10	20	閉講式 50	
	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	

- 定員**：35名(申込み先着順)
- 問合せ先**：中央労働災害防止協会 健康快適推進部 (TEL:03-3452-2517)
(一社)茨城労働基準協会連合会 (TEL:029-225-8881)
- 申込み先**：(一社)茨城労働基準協会連合会へご連絡ください。申込書をお送りいたします。
(なお、申込書は当連合会のホームページからもダウンロードできます)

講習会のご案内 (令和3年12月中旬~4年1月)

講習の種類		
開催日	開催場所	申込先
技能講習		
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者		
1/17~18・19	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市) 龍ヶ崎・土浦・常総協会	
1/18~19・20	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市) 鹿島協会	
1/24~25・26	中央安全衛生教育センター (水戸市) 連合会	
有機溶剤作業主任者		
12/16~17	ポリテクセンター茨城 (常総市) 常総協会	
1/17~18	中央安全衛生教育センター (水戸市) 連合会	
1/20~21	ワークヒル土浦 (土浦市) 土浦協会	
1/27~28	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市) 鹿島協会	
乾燥設備作業主任者		
1/25~27	日立ビックセンターマール会議室 (日立市) 日立協会	
鉛作業主任者		
1/11~12	中央安全衛生教育センター (水戸市) 連合会	
玉掛け		
1/20~21・22	常陸太田市商工会館 (常陸太田市) 太田協会	
フォークリフト運転(学科)		
1/7	日立商工会議所会館 (日立市) 日立協会	
1/7	ワークヒル土浦 (土浦市) 土浦協会	
1/7	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市) 龍ヶ崎協会	
1/14	中央安全衛生教育センター (水戸市) 連合会・水戸協会	
1/15	平成館 (古河市) 古河協会	
床上操作式クレーン運転		
1/24~25・26・27・28	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市) 龍ヶ崎・常総協会	
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者		
12/23~24	平成館 (古河市) 古河協会	
1/13~14	ポリテクセンター茨城 (常総市) 常総・龍ヶ崎協会	
1/20~21	茨城県トラック総合会館 (水戸市) 連合会	
特別教育・その他の講習		
研削と石の取替え等の業務(自由研削)		
1/13	日立ビックセンターマール会議室 (日立市) 日立協会	
1/28	ポリテクセンター茨城 (常総市) 常総・龍ヶ崎協会	
アーク溶接等の業務		
1/14~15	日立商工会議所会館 (日立市) 日立協会	
1/21~22	中央安全衛生教育センター (水戸市) 水戸協会	

電気取扱業務(低圧)		
1/7・8(実・3h)	中央安全衛生教育センター (水戸市) 水戸協会	
産業用ロボットの教示・検査等の業務		
1/24~25	茨城県トラック協会県西地区研修会館 (筑西市) 筑西協会	
特定粉じん作業		
1/14	ザ・ヒロサワ・シティ会館 (水戸市) 水戸協会	
衛生管理者能力向上教育		
1/19~20	中央安全衛生教育センター (水戸市) 連合会	
職長教育		
12/16~17	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市) 鹿島協会	
1/13~14	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市) 鹿島協会	
1/25~26	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市) 鹿島協会	
職長・安全衛生責任者教育		
1/17~18	ポリテクセンター茨城 (常総市) 常総協会	
1/18~19	日立ビックセンターマール会議室 (日立市) 日立協会	
1/20~21	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市) 龍ヶ崎協会	
1/22~23	平成館 (古河市) 古河協会	
安全衛生推進者講習		
1/27~28	中央安全衛生教育センター (水戸市) 水戸協会	
安全管理者選任時研修		
12/16~17	中央安全衛生教育センター (水戸市) 連合会	
フルハーネス型墜落制止用器具特別教育		
1/13	中央安全衛生教育センター (水戸市) 連合会	

◎新型コロナウイルス感染症対策などにより予定が変わる場合がありますので、ご理解ご協力をお願いいたします。
 詳細については、当連合会ホームページ、または申込先の協会にお問い合わせ下さい。

連合会	☎ 029-225-8881	FAX.029-227-4507
水戸	☎ 029-233-6622	FAX.029-233-6626
日立	☎ 0294-23-3431	FAX.0294-23-3461
土浦	☎ 029-824-0324	FAX.029-824-0325
筑西	☎ 0296-24-2796	FAX.0296-24-9303
古河	☎ 0280-31-4176	FAX.0280-32-6116
太田	☎ 0294-72-3489	FAX.0294-73-2716
常総	☎ 0297-22-0949	FAX.0297-22-3537
龍ヶ崎	☎ 0297-62-7923	FAX.0297-64-1498
鹿島	☎ 0299-83-8440	FAX.0299-83-8478